

スポーツ推進審議会(11/17)での主なご意見について

1 柱3「競技力の向上」の表現について

委員 (順不同)	要 旨	対 応				
石黒委員 吉田委員 山谷委員 山本委員	<p>「競技力の向上」で問題なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施策において、競技力の向上は重要 ・勝負をするのはスポーツの本質 ・競技力向上の中に含まれる「勝ちたい」という気持ちはどの競技においても重要 	<p>●ご意見を踏まえ、当審議会の折衷案である案1で作成します。</p> <p>また、国の第3期スポーツ基本計画においても重点的に取り組む施策として、「国際競技力の向上」を位置付けております。また、第4期スポーツ基本計画策定に向けた審議事項の一つにもなっており、国が重要視していることを踏まえ、案1を採用しました。</p>				
朝倉委員 長澤委員	<p>「競技力の向上」に意見あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勝利至上主義ではなく個々の成長を重視すべき ・言葉が強すぎる印象がある 	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">案1</td> <td>スポーツを通じた人間性の育成と競技力の向上 (考え方) 審議会で示された折衷案</td> </tr> </table>	案1	スポーツを通じた人間性の育成と競技力の向上 (考え方) 審議会で示された折衷案		
案1	スポーツを通じた人間性の育成と競技力の向上 (考え方) 審議会で示された折衷案					
山崎委員 高橋会長	<p>「スポーツを通じた人間性の育成と競技力の向上」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを通じた人間性の育成は外すべきではない ・柱3はスポーツを限定的に考え「人間性の育成」と「競技力の向上」の両方を入れた方がよい。上記案を折衷案として、事務局で検討すること。 	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">案2</td> <td>アスリートの育成を通じた人間性の向上 (考え方) 「競技力」の表現を避けつつ、アスリート育成を推進</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">案3</td> <td>スポーツを通じた人間性の育成や競技を継続できる環境づくり (考え方) ライフステージが変わっても持続できる、競技機会の提供や雰囲気づくり(※「競技力」の言葉の印象を緩和)</td> </tr> </table>	案2	アスリートの育成を通じた人間性の向上 (考え方) 「競技力」の表現を避けつつ、アスリート育成を推進	案3	スポーツを通じた人間性の育成や競技を継続できる環境づくり (考え方) ライフステージが変わっても持続できる、競技機会の提供や雰囲気づくり(※「競技力」の言葉の印象を緩和)
案2	アスリートの育成を通じた人間性の向上 (考え方) 「競技力」の表現を避けつつ、アスリート育成を推進					
案3	スポーツを通じた人間性の育成や競技を継続できる環境づくり (考え方) ライフステージが変わっても持続できる、競技機会の提供や雰囲気づくり(※「競技力」の言葉の印象を緩和)					

2 本計画の対象範囲・e スポーツを含む言葉の定義について

委員 (順不同)	要 旨	対 応				
村田委員 吉田委員 石黒委員 山谷委員	<p>①本計画の対象範囲及び e スポーツの定義</p> <ul style="list-style-type: none"> 本計画において運動やスポーツの定義を整理すべき。特に e スポーツは他者と競う点でスポーツと捉えるように思われる。施策1(子どもを対象)、施策3(高齢期を対象)に e スポーツの取組を掲げることは違和感がある。運動とスポーツの整理が必要。 e スポーツを身体活動や運動と呼ぶか、あるいは e スポーツとして独立させるかは難しいが、計画全体を読むにあたり言葉の意味合いを明確にしてほしい。 e スポーツの定義は曖昧だと思う。e スポーツにも勝敗を競う部分がありスポーツと共通する点はある。 本質的なスポーツの捉え方を確立し、その中で e スポーツをどのように活用していくかが重要だと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ご指摘を踏まえ、計画の趣旨のあとに本計画の対象を追加し、言葉の定義を整理しました。下記表のように、本スポーツ推進計画では、健康・体力の維持増進や精神的充足、余暇の楽しみ、気晴らし等、一定のルールに基づいて行う身体活動である「運動」を中心に扱います。 ●本計画の対象を整理したことに伴い、柱1～3の取組において e スポーツを特だしする表現を見直しました。 <p style="text-align: center;">【表】</p> <table border="1" data-bbox="1189 603 2067 951"> <tr> <td data-bbox="1189 603 1261 951" rowspan="3">運 動</td> <td data-bbox="1261 603 1400 703">健康・体力の維持増進や精神的充足、余暇の楽しみ、気晴らし等、一定のルールに基づいて行う身体活動</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 703 1400 831">競技性 あるもの 例)サッカー、ラグビー、野球、水泳、自転車競技、マインドスポーツ、e スポーツ(※)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 831 1400 951">競技性 ないもの 例)レクリエーション、ラジオ体操、ダンス、ウォーキング</td> </tr> </table> <p>※e スポーツ：「エレクトロニック・スポーツ」の略称。広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える。 (出典：J E S U(一般社団法人日本 e スポーツ協会)HP)</p>	運 動	健康・体力の維持増進や精神的充足、余暇の楽しみ、気晴らし等、一定のルールに基づいて行う身体活動	競技性 あるもの 例)サッカー、ラグビー、野球、水泳、自転車競技、マインドスポーツ、e スポーツ(※)	競技性 ないもの 例)レクリエーション、ラジオ体操、ダンス、ウォーキング
運 動	健康・体力の維持増進や精神的充足、余暇の楽しみ、気晴らし等、一定のルールに基づいて行う身体活動					
	競技性 あるもの 例)サッカー、ラグビー、野球、水泳、自転車競技、マインドスポーツ、e スポーツ(※)					
	競技性 ないもの 例)レクリエーション、ラジオ体操、ダンス、ウォーキング					
石黒委員 高橋会長	<p>②「計画の趣旨(P10)」の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「計画の趣旨」に3点かかれたポイントの一つに「e スポーツの普及拡大やスポーツの成長産業化推進」とあるが、それほど e スポーツが重要なのか疑問。載せるとしても、「成長産業化」が前の位置に来るべきではないか。 e スポーツが単なる運動習慣や身体活動のひとつではなく、成長産業の側面として明示できるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ご指摘のとおり修正します。 ●「計画の趣旨」のポイントを整理しました。 ●e スポーツを成長産業の側面として見せるため施策9にも「e スポーツを活用した交流人口の拡大」を掲載しました。 				

常任委員会・教育委員会定例会の結果

1 常任委員会

令和7年2月定例会において、スポーツ文化・観光常任委員会委員より質問があったので回答した。

なお、No1のご意見を踏まえ計画に反映した。

No	委員	ご意見（要旨）	回答
1	阿部 県議	スポーツビジネスの観点を取り入れ、スポーツを通じて様々なイノベーションを創出する計画の立て付けとしていくべき。	<p>スポーツ推進計画上にスポーツの成長産業化を位置付けている。産業化につなげる仕組みとして静岡 SOIP の事業を立ち上げた。SOIP はビジネスだけでなく、地域活性化に取り組みたい方々もつなげることも想定している。</p> <p>本計画の基本方針（P28）にオープンイノベーションの手法を活用しながら本計画を推進する旨を掲載。</p>
2	阿部 県議	計画が総花的になるのはやむをえないが、具現化するために既存の団体（老人クラブ、スポーツ少年団）を活用して事例を創出していくべき。	<p>既存の団体が、これまでとは異なる取組をする場合に、静岡 SOIP を活用する可能性もあると思うので、実践においてはそのような視点を取り入れていく。</p>

2 教育委員会定例会（12月17日 第17回定例会）

教育委員にスポーツ推進計画の策定について報告をし、御了解いただいた。

なお、No1のご意見を踏まえ計画に反映した。

No	委員	主なご意見（要旨）	回答
1	教育長 伊東委員	<p>「スポーツに親しむ」という言葉はどう定義しているか。 例えば、「テレビをみて特定の選手を応援する」ことはスポーツに親しむといえるのか。</p> <p>加えて、スポーツをする人やみる人以外でスポーツに親しむ人は、どのような人を指すのか。</p> <p>指標の増減を測定・評価する際に、成果指標と活動指標等を整理して記載する必要があるのではないか。</p>	<p>「する」「みる」以外に、ボランティアやクラブ指導者など「支える」形で親しんでいる、関係を持つ人が含まれる。</p> <p>また、「親しむ」のうち「みる」の中には、スポーツ庁の統計上インターネットやテレビ等でスポーツをみている人も含まれている。</p> <p>指標については、対象となる人や、成果指標・活動指標等の関係性を整理して一覧表を作成する。</p>
2	小野澤委員	<p>柱3「スポーツにおける人間性や競技力の向上」は競技力の向上に偏っていないか。近年は品位や誠実さ等の「スポーツ・インテグリティ」も重視されるので、そのような人間性の要素も読み取れるとよいのではないか。</p>	<p>具体的な施策の展開の中に、インテグリティの取組を記載している。重点として取り組んでいきたい。</p>
3	飯村委員	<p>説明資料の「改定の方向性」に「日常のスポーツ振興を継続することで、心身の健康づくりや、誰もが活躍できる社会の構築を目指す。」とあるが、「誰もが活躍できる社会の構築」は、スポーツの成長産業化の先のことをいっているのか。「スポーツを介して」と追記した方がよいのではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、スポーツをすることやみることを通じて誰もがウェルビーイングを感じていただけることを考えている。</p>

※資料は「別添資料」を参照

パブリックコメントの結果

1 概要

(1) 意見募集期間

令和7年12月26日(金)～令和8年1月26日(月)

(2) 計画案閲覧方法

インターネットで閲覧。(県ホームページ「県民意見提出手続き(パブリックコメント)」)

(3) 意見提出方法・提出先

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書を提出

2 意見結果

パブリックコメントを実施した結果、以下の2件の意見提出があったため、(案)のとおり回答する。

番号	項目	意見の概要	意見に対する県の考え方(案)
1	策定の考え方	ウェルビーイングという言葉が県民に浸透しているのか疑問。スポーツ施策とウェルビーイングとの関係性が分かりにくい。	ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に満たされ、幸福感や充実感を感じられる良好な状態を指しており、国が定めるスポーツ基本法や、今年度県が策定する総合計画においてもウェルビーイングの向上を重要な視点として取り入れています。 スポーツをする・みる・支えることで、健康の維持や充実した生活が送れるといった点で、ウェルビーイングの向上に資すると考えています。
2	全体	静岡市ではスタジアムやアリーナ建設の話がでていますが、この計画やまちづくりに県としてどのように関与していくのか。	静岡市が構想している東静岡駅前のアリーナ建設については、静岡市がアリーナ整備と駅周辺のまちづくりを一体的に進める方針です。県は市と連携しながら、大会・合宿の誘致やイベント開催などにより、利活用の促進を図り、スポーツを通じた賑わいの創出や交流人口の拡大につなげていきます。清水区のスタジアム構想においても、同様に市との連携を図ってまいります。

R 8 年度当初予算（スポーツ関連）

13億3,786万円（R7:11億7,021万円）

基本方針1 スポーツによる豊かで、幸せな暮らし・社会の実現

多様なスポーツの振興

6,875万円（R7:9,980万円）

<生涯スポーツの振興> 2,785万円（R7:2,770万円）

○日本スポーツマスターズ2027静岡大会の開催準備（新規）

- ・実行委員会の設立
- ・機運醸成イベントの開催 時期:10月（予定）

○生涯スポーツの拡大

- ・スポーツ・レクリエーション指導者等の市町派遣

○地域スポーツクラブの育成・支援

- ・総合型地域スポーツクラブの活動支援

<パラスポーツ振興> 4,090万円（R7:7,210万円）

○共生社会の実現に向けた連携促進

- ・ネットワーク型障害者スポーツセンターの設置
時期：R8年4月（予定）
内容：ポータルサイト公開、人材育成 ほか
- ・パラスポーツ官民連携コンソーシアムの運営

○障害者のためのスポーツ実施機会の創出

- ・県障害者スポーツ大会「わかふじスポーツ大会」の開催

競技力の向上

11億1,044万円（R7:9億482万円）

<競技力向上対策> 2億9,940万円（R7:3億3,265万円）

○選手強化

- ・競技団体を通じた、国民スポーツ大会選手強化
- ・アスリート支援事業を他県並に見直し
支援上限額 120万円 ⇒ 80万円
- ・ジュニアアスリートの発掘・育成

○指導者確保・大会派遣支援

- ・2026国民スポーツ大会（青森県）等への選手派遣

○女性スポーツ活動の推進

- ・女性ユースダイレクターによる普及・育成・強化モデル構築

<パラアスリート支援> 3,240万円（R7:3,170万円）

○選手強化

- ・アスリート支援事業を他県並に見直し
支援上限額 120万円 ⇒ 80万円

○大会派遣支援

- ・全国大会等への選手派遣

<施設管理等> 7億7,864万円（R7:5億4,047万円）

○県立スポーツ施設の管理運営 ほか

R 8年度当初予算（スポーツ関連）

基本方針2 スポーツの魅力による地域活力の醸成

スポーツの成長産業化

9,784万円（R7:6,159万円）

<しずおかスポーツ産業ビジョンの展開>

9,784万円（R7:6,159万円）

【みるスポーツの拡大を通じた地域への好循環の創出】

○ふるさと納税を活用したみるスポーツの拡大

- ・プロチーム等と連携したスポーツ観戦機会の提供

【県内産業とスポーツ分野の共創事業展開】

○静岡SOIPの本格運用によるビジネス創出

- ・会員同士の交流促進や事業相談
- ・スタートアップと県内スポーツ資源を結び付けるマッチングコーディネーターによる共創支援
- ・スタートアップの持つ先端技術を県内のスポーツ資源を活用して実証するモデル事業

【地域資源を活用した県外からの人の呼び込み】

○スポーツツーリズムの拡大

- ・ビーチ・マリン、モータースポーツ等地域資源の活用

○eスポーツ普及・産業創出（新規）

- ・リアルスポーツをバーチャル空間で体験
- ・TECH BEAT Shizuokaと連携した共創機会の創出

【スポーツを支える人材育成】

○アスリートのセカンドキャリア支援

- ・アドバイザー派遣による啓発活動・デュアルキャリア研修、アスリートを雇用する企業への支援

スポーツによる交流拡大

6,083万円（R7:1億400万円）

<交流人口拡大>

4,460万円（R7:7,900万円）

○スポーツコミッションShizuoka法人化

- ・スポーツツーリズムの推進
- ・経営基盤強化・自主事業化の推進

○スポーツによるまちづくり推進

- ・市町が行うスポーツまちづくりの取組への支援

○その他

- ・第3次自転車活用推進計画推進計画の策定
- ・富士山1周サイクルルートの活用促進

<大会レガシー継承>

1,623万円（R7:2,500万円）

○オリ・パラレガシーの継承

- ・ジャパン・マウンテンバイク・カップの開催

○ラグビーW杯レガシーの継承

- ・ラグビー全国大会等のエコパへの誘致

※2026アジア・アジアパラ競技大会の開催

事業名	スポーツの成長産業化関連事業	予算額	R8	13,711万円	担当課(室)	R8	スポーツ振興課
			R7	13,320万円		R7	スポーツ政策課 (内線 2504)

1 事業目的

スポーツによる地域と経済の活性化を図るため、本県の豊富な資源と知見の融合によるスポーツの成長産業化を促進し、静岡発のスポーツビジネスを創出する。

2 事業概要

(単位：万円)

区分	内容	R8当初
スポーツの成長産業化推進事業費	新たなスポーツビジネスの創出 ・静岡SOIPの運営、交流イベント開催 ・マッチングコーディネーターによる共創マッチング、伴走支援 先端技術×スポーツの実証モデル事業 ・スタートアップによる新たな観戦体験 ・スポーツ医科学モデルの構築 県民(子ども)の観戦機会の提供 ・プロチームや国際試合の観戦勧奨(企業版ふるさと納税の活用) アスリートのキャリア支援 ・高校生対象のセカンドキャリア研修 ・アスリートを採用する企業への支援	6,200
スポーツコミッションShizuoka推進事業費	スポーツコミッションShizuokaの法人化による事業推進・経営基盤強化 ・大規模スポーツ大会の誘致 ・ビーチマリン、モーターツーリズム推進 ・高度専門人材の活用	2,900
eスポーツ未来共創事業費(新規)	eスポーツ競技普及・裾野拡大 ・リアル×バーチャル体験 モータースポーツ、自転車 ほか eスポーツ関連産業の創出 ・Tech Beat Shizuokaと連携した企業マッチング機会創出	1,750
スポーツ交流推進事業費	・富士山1周サイクルルートの活用促進 ・第3次自転車活用推進計画策定 ほか	2,461
スポーツまちづくり事業費助成	・スポーツを核とした先進的な取組を実施する市町を支援 補助率：1/2	400
計		13,711

※ 交付金申請の都合により2月補正とした経費は、R8当初予算に含む

事業名	競技力向上対策関連事業	予算額	R8	33,180 万円	担当課(室)	スポーツ振興課 (内線 3177)
			R7	36,435 万円		
<p>1 事業目的 県民のスポーツへの関心を高め、スポーツ文化の醸成を図るため、県内スポーツの競技力を向上する。</p>						
<p>2 事業概要 (単位：万円)</p>						
区 分		内 容			R8 当初	
競技力向上 対策事業費		<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック等出場候補選手の支援 補助上限額：80 万円/人 ほか ・選手強化を行う競技団体への支援 ・指導者養成 ・国民スポーツ大会への選手派遣 場所：青森、山梨、岐阜、神奈川、岩手 時期：10 月、1 月、2 月 ほか 			29,940	
パラアスリート 支援・育成 事業費助成		<ul style="list-style-type: none"> ・パラリンピック等出場候補選手の支援 補助上限額：80 万円/人 ほか ・全国障害者スポーツ大会への選手派遣 場所：青森 時期：10 月 ほか 			3,240	
計					33,180	

事業名	生涯スポーツ・パラスポーツ振興関連事業	予算額	R8	6,875 万円	担当課(室)	スポーツ振興課 (内線 3375)
			R7	7,660 万円		
<p>1 事業目的 スポーツ参画人口を拡大するため、生涯スポーツやパラスポーツを振興する。</p> <p>2 事業概要 (単位：万円)</p>						
区 分		内 容			R8 当初	
日本スポーツマスターズ 2027 静岡大会事業費 (新規)		<ul style="list-style-type: none"> 大会開催に向けた実行委員会の設立 機運醸成イベントの開催 時期：10 月 (予定)			570	
生涯スポーツ振興事業費		スポーツ・レクリエーションの推進 <ul style="list-style-type: none"> 県民スポーツ・レクリエーション祭の開催 時期：4～12 月 (予定) 内容：40 回 (予定) ほか			2,215	
パラスポーツ連携推進事業費		<ul style="list-style-type: none"> 官民連携コンソーシアムへの支援 ネットワーク型障害者スポーツセンター開設 時期：4 月 (予定) (新規) 内容：施設情報ポータルサイトの公開、 ネットワーク構成施設のパラスポーツ教室開催支援 ほか			1,890	
障害者スポーツ振興事業費助成		<ul style="list-style-type: none"> 県障害者スポーツ大会 (わかふじスポーツ大会) の開催 時期：9～12 月 (予定) 内容：16 競技 (予定) <ul style="list-style-type: none"> 指導員養成 ほか 			2,200	
		計			6,875	

R 8年度 スポーツ施策の推進体制

令和7年度

スポーツ振興課

- 生涯・パラスポーツの振興
 - ・パラスポ官民連携コンソーシアム
 - ・東京2025デフリンピック開催(R7終了)
 - ・障害者スポーツセンター検討
 - ・スポーツ・レクリエーション指導員
- 競技スポーツの振興
 - ・日本スポーツマスターズ誘致
 - ・国民スポーツ大会対応
 - ・ジュニアアスリート育成
- 県立スポーツ施設の管理運営

スポーツ政策課

- 県スポーツ施策の企画運営
 - ・スポーツの成長産業化推進(静岡SOIP立ち上げ)
 - ・スポーツによるまちづくり推進
 - ・オリ・パラ、ラグビーW杯レガシー継承
 - ・2026アジア・アジアパラ競技大会準備
- スポーツによる交流人口の拡大
 - ・スポーツツーリズムの拡大



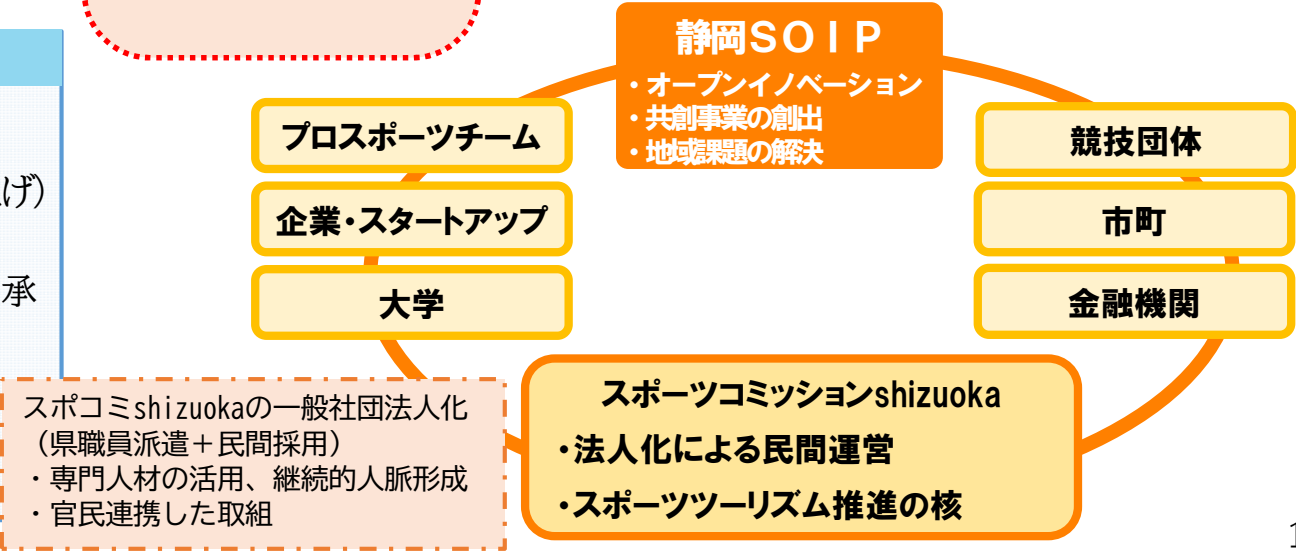
令和8年度

スポーツ振興課

- 生涯・パラスポーツの振興
 - ・日本スポーツマスターズ2027開催準備
 - ・ネットワーク型障害者スポーツセンター
 - 競技スポーツの振興
 - 県立スポーツ施設の管理運営
 - 県スポーツ施策の企画運営
 - ・静岡SOIPの本格運用(共創事業)
 - ・eスポーツの裾野拡大、関連産業創出
 - ・2026アジア・アジアパラ競技大会開催
- ※R7事業を継続した上で新規事業を実施

<推進体制変更の考え方>

- ・スポコミshizuoka外部化やSOIP本格運用など民間連携を強化
- ・二課体制から一課体制にスリム化したうえで、継続課題に加えて新たな課題へも対応
- ・プロスポーツなど民間の取組が、持続的な地域スポーツの実現などの好循環をもたらし動きを支援



スポーツ庁政策課

○説明項目

1. 国のスポーツ関係の動き（第4期スポーツ基本計画策定に向けた議論）
2. スポーツに関する政府方針と令和8年度予算案の概要
3. 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果
4. 令和の日本型学校体育構築支援事業
5. 学習指導要領の改訂

国のスポーツ関係の動き

(第4期スポーツ基本計画策定に向けた議論)

第4期スポーツ基本計画の策定について【諮問の概要】

令和7年11月21日のスポーツ審議会総会において、河合純一スポーツ庁長官から、第4期スポーツ基本計画の策定について諮問。今後、令和8年度中に、第4期スポーツ基本計画を策定予定。

スポーツ基本法改正と第3期スポーツ基本計画（令和4～8年度）中間評価

- 令和7年6月、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、スポーツ権の実質化を図り、国民や社会全体のウェルビーイングの向上を図るため、改正スポーツ基本法が成立。
国、地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者等の相互の連携・協力の下、改正の趣旨や理念を踏まえた更なる施策の推進が必要。
- 第3期計画の中間評価では、
 - ・ パリ大会における日本選手団の輝かしい結果をはじめ、第3期計画に基づくこれまでの取組が一定の役割を果たしてきたこと
 - ・ 一方、社会が刻々と変化していく中で、新たな時代にふさわしい目標や指標の在り方を検討していく必要性が生じていること
 - ・ 働く世代や女性のスポーツ実施率の伸び悩み等、実績値の推移から明らかとなった課題や、アスリートに配慮した競技力の向上やインテグリティ確保等の環境整備、誹謗中傷対策、気候変動への対応や、地域スポーツにおける地域間格差の解消等、新たに顕在化してきた課題への対応が必要であること が示された。
- 社会が急速に成熟・変化していくことに伴い、スポーツに求められる役割が更に幅広く、深化しており、楽しさや喜びといった、「スポーツそのものが有する価値」だけではなく、「スポーツが社会活性化に寄与する価値」への期待が高まってきている。

第4期スポーツ基本計画の策定において、次の事項を中心に審議を依頼

第4期スポーツ基本計画の策定について（諮問）

第一 改正スポーツ基本法の理念や第3期計画の中間評価等を踏まえ、これからの時代にふさわしいスポーツ政策の在り方の提示

（踏まえていただきたい観点）

- スポーツには人々に楽しさや喜びをもたらす価値と社会活性化や課題解決、持続可能な社会の実現に貢献する価値があるという観点
- 急激な少子化・競技人口の減少 スポーツ実施環境の変化、デジタル技術の発展といった大きな変化の中、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず全ての国民がスポーツの多様な価値を享受することができ、日本社会全体のウェルビーイングが向上するという観点

第二 今後5年間のスポーツ政策の目指すべき方向性及び主な施策の内容の提示

（特に御検討いただきたい点）

- 部活動の地域展開をはじめとした、子供たちが将来にわたり豊かで幅広いスポーツに親しむ機会の確保・充実
- 年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、誰もが生涯を通じてスポーツを継続できる環境の整備、共生社会の実現
- アスリートに配慮した国際競技力の向上、国際大会開催支援等、全てのアスリートが自ら持つ可能性を発揮することができる環境の実現
- まちづくりや成長産業化、デジタル技術の活用等、スポーツを通じた地方創生・経済の活性化
- 気候変動にも対応した安心・安全な実施環境の整備や、人材・資金の好循環等のスポーツ推進のための環境の整備
- スポーツ団体のガバナンス、暴力等の根絶、誹謗中傷や不正操作への対応、ドーピング防止活動等、スポーツ・インテグリティの確保

基本計画の目標等の設定についての考え方（たたき台）

計画が掲げる目標等については、以下のような考え方で設定することとしてはどうか。

1. スポーツを通じた社会課題※の解決や、自然・社会環境の変化に対応した環境づくりを目指し、目標等を設定

※健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での豊かなつながり等

- 目標に掲げる指標等は、単なる積み上げではなく、社会課題の解決の観点から検討。必要かつ現実的な目標となるよう留意。

2. 幅広い分野の関係者が共感でき、目標実現に必要な投資や人の流れを生み出す視点を重視

- 分野縦割りではなく、体系的に分かりやすく示すことを意識。

3. 幼児期から高齢期まで生涯を見通したウェルビーイングの実現と、社会の成長・発展に貢献する視点を重視

- 一人一人のライフスタイルや環境の違い、地域差等も踏まえつつ、意識や行動の変化を促す。

4. アスリート・ウェルビーイングを土台としたハイパフォーマンスの追求

- メダル獲得数だけでなく、アスリートに配慮した国際競技力の向上を目指す。

令和7年にはスポーツ基本法が改正（※）され、健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、**スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている**現状に対応するとともに、ウェルビーイングの向上に向け、スポーツ権の実質化が図られたところ。

スポーツの振興を社会の活性化・課題解決への寄与の観点から「**人への投資**」として位置付け、スポーツの施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、関係省庁とより一層の連携・協力が必要。

（※）改正により追加された観点：スポーツと他分野との連携、スポーツによる地域振興、スポーツによる健康で活力に満ちた長寿社会の実現、スポーツによる共生社会の実現、スポーツ産業の事業者が果たす役割の明示（スポーツを通じた活力に満ちた国民経済及び地域経済の発展並びにスポーツの更なる振興）

- **1月13日に関係省庁を構成員とする会議を開催し、スポーツ庁としても関係省庁との連携の一層の推進を図っているところ。会議資料においては、スポーツ関係施策として、自治体での事例等も紹介されているので、ぜひ御覧いただき、スポーツを通じて各地域の課題解決に取り組む際の参考としていただきたい。**

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/006_index/shiryo/1409138_00010.htm

●地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）（内閣府地方創生推進事務局）

バレーボールを集客コンテンツとして活用

【活用事例】
岩手県紫波町

【概要】
○ 全国初のバレーボール専用体育館を有する同町は、バレーボールを集客コンテンツとして活用。バレーボールのトップリーグであるV1リーグの公式戦や、東北6県のクラブチームが競い合う東北バレーボールリーグを開催したほか、地域住民・町内外企業・教育機関等を巻き込んだ事業を実施。その結果、交流人口の拡大が図られ、働きながらバレーボールをプレーしたい若者が町内企業へ就職するなど、雇用の創出にもつながっている。

○ 寄附をきっかけとして、町と寄附企業・地元クラブチーム・地元高校の4者による健康を軸としたまちの活性化に関する包括連携協定を締結。町内産プロテインを使用したワイン風味のプロテイン、高齢者向けのシニアプロテインの開発を行った。

【寄附費】
42,150千円（令和5年度）



Vリーグ女子卓球大会の様子

2.スポーツを活用した地域周遊 

○ スポーツと多様な地域資源を組み合わせ、地方部への誘客を促進する体験型観光コンテンツの造成を支援。

<p>ツールド・九州2024 選手と走行体験・自転車周遊ツアー造成 （福岡県岡垣町）</p>	<p>松本市と高山市を跨ぐ北アルプス・トラバースルートにおけるロングトレイルの造成 （長野県松本市、岐阜県高山市）</p>	
<p>○ ツールド・九州2024開催にあたり、公式レース場を一般客が走行可能な「オフィシャルファンライド」を実施。プロ選手と走行し、一緒に観戦できるプランも造成。</p> <p>○ 開催日以外にも、岡垣町が誇る旬のフルーツ狩りやスイーツ作り体験等を組み込んだ、日曜日や1泊2日の自転車周遊ツアーを造成。</p>	<p>○ 松本・高山市街地を起点として中部山岳国立公園南部地域を跨ぐ、一気通貫した「歩くロングトレイル」として全長100kmにわたる「信飛トレイル」により、ガイドツアーや個人でも楽しめるコンテンツを造成。</p> <p>○ 豊かな自然と歴史に彩られた古道や街道と飛騨山脈の3つの峠をつなぎ、日本の近代登山発祥の地を体験。</p>	
 <p>オフィシャルファンライド</p>	 <p>岡垣町体験プログラム</p>	 <p>全長100kmにわたる信飛トレイル</p>

スポーツに関する政府方針と 令和8年度予算案の概要

2.

◆経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針） <令和7年6月13日閣議決定>

第2章賃上げを起点とした成長型経済の実現

2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

(4) 文化芸術・**スポーツの振興**

(略)

スポーツが持つ力を地域・経済の活性化につなげ、「新しい日本・楽しい日本」を実現する。武道・スポーツツーリズムやスポーツ複合施設・ホスピタリティの推進、「eスポーツ」の活用を含むDXの推進や海外展開、他産業との連携による事業創出、地域スポーツコミッションの多角的な事業展開を通じ、地域振興や成長産業化を進める。スポーツを通じたライフパフォーマンス向上、パラスポーツの振興⁵⁵、2025年世界陸上・デフリンピック、2026年アジア・アジアパラ競技大会、ワールドマスターズゲームズ2027関西等の大規模国際大会の意義等を踏まえた各般の開催支援や国際競技力の向上⁵⁶に取り組む。

<脚注>

55 日本パラスポーツ協会や全日本ろうあ連盟、スペシャルオリンピックス日本等との連携を含む。

56 インテグリティ確保等の競技者の環境整備を含む。

第3章中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(3) 公教育の再生・研究活動の推進

(質の高い公教育の再生)

(略)

学校の働き方改革を通じたこどもたちの豊かな学びを実現するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組や**部活動の地域展開・連携の全国実施を加速する**とともに、多様な児童生徒の教育機会を保障するため、特別支援教育の体制や環境の充実²⁵¹、養護教諭の支援体制の推進、学びの多様化学校や夜間中学の全国的な設置促進・機能強化、地域の日本語教育の体制整備、外国人児童生徒への支援体制の強化、在外教育施設の特色を活かした機能強化、学用品の学校備品化の取組周知を推進する。(略) 幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の質的向上や、豊かな感性や創造性を育むための体験活動・読書活動を推進するとともに、**体力向上や視力低下予防**、歯科保健教育や学校給食での地場産物等の活用を含む食育を推進する。

(略)

◆「強い経済」を実現する総合経済対策 ～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～

〈令和7年11月21日閣議決定〉

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第1節 生活の安全保障・物価高への対応

2. 地方の伸び代の活用と暮らしの安定

(6) 公教育の再生・教育無償化への対応

(質の高い公教育の再生)

(略) **地域クラブ活動の推進体制整備や各種課題解決に向けた継続的な支援等により、部活動の地域展開等の全国実施を加速する。**

(略)

施策例

・部活動の地域展開等の全国実施の加速化 (文部科学省)

第2節 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現

5. 未来に向けた投資の拡大

(2) スタートアップ支援強化とコンテンツ分野、文化芸術及びスポーツの振興

(スポーツの振興)

スポーツを通じて未来に向けた投資の拡大を促すため、2026年アジア競技大会・アジアパラ競技大会について、選手との交流やスポーツ体験イベントをはじめとした機運醸成等により、大会の成功に向けた開催支援に取り組む。スポーツリーグ・クラブの海外展開や企業とのパートナーシップの形成を促進し、スポーツの成長産業化を図る。また、部活動の地域展開等の全国実施を加速するため継続的な支援を行う。

施策例

・国際競技大会を契機としたスポーツ振興等 (文部科学省)

・部活動の地域展開等の全国実施の加速化 (文部科学省) <再掲>

◆地方創生に関する総合戦略

～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～ <令和7年12月23日閣議決定>

第5節 アウトカムに貢献する主な施策の推進

1. 強い経済

A. 地域における高付加価値型産業創出

a. 地域資源の活用促進

地域資源の活用促進については、我が国の食、文化・芸術、**スポーツ**、コンテンツ、自然環境等の多様な地域資源のポテンシャルを最大限にいかすことで、国内外の需要を取り込み、地方経済の稼ぐ力を強化する。

(1) 地域資源の高付加価値化の取組の強化

(スポーツ)

⑧スポーツによる地域・経済の活性化

スポーツを活用した地方創生の推進に向け、地域に応じた伴走支援や、ハード・ソフト・インフラの一体的支援に向けた関係府省庁連携の促進、スポーツコンプレックスやスポーツホスピタリティ、スポーツツーリズム、スポーツ大会等のスポーツを活用したまちづくり・観光等に向けた取組の強化を行う。

(主な事業)

- ・スポーツコンプレックス推進事業
- ・スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業

⑨スポーツリーグ・クラブによる海外ファン獲得支援

トップスポーツのクラブは、地域に根付く重要な地域資源の一つであり、インバウンド需要の拡大にもつながる高付加価値化のポテンシャルを有する。我が国でも海外ファン獲得を進めるクラブが現れているが、スポーツ産業は国際的に見ても成長産業であり、国際的なファン獲得競争は熾烈しれつである。そのため、現地ファンの獲得に向けたスポーツエンターテインメント・コンテンツのローカライズやプロモーション等を促進する。

(主な事業)

- ・スポーツエンターテインメント・コンテンツ海外展開支援事業

■ 部活動の地域展開等の全国実施の加速化 57億円

- 地方公共団体の体制整備（コーディネーターの配置、人材バンクの設置等）や平日も含めた地域展開等の重点課題（小学校体育専科教師の活用等）への対応、地方公共団体への伴走支援（相談・サポート窓口の設置等）を通じて、部活動の地域展開等の全国実施の加速化を図る。

※地域クラブ活動費等の支援、経済的困窮世帯の生徒への支援及び中学校における部活動指導員の配置支援に係る経費等については、令和8年度当初予算（案）へ計上。

※文化庁含めて82億円

■ 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会開催支援 136億円

- 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会の安全で円滑な実施に伴う経費の支援を行うとともに、大会の運営に関する研修派遣プログラムの実施、大会を契機とした国内外への機運醸成やスポーツによる地域活性化の取組を支援する。

■ ハイパフォーマンス・サポート事業 2億円

- 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会等におけるサポート拠点設置費用の一部前倒しを実施。

■ 体育・スポーツ施設の整備（学校施設環境改善交付金）等 22億円

- 学校のプール・武道場の新改築、地域の拠点となる運動場・体育館・プール・武道場等の新改築事業など地方自治体が行う体育・スポーツ施設の整備に対して支援を行う。また、国土強靱化の観点から、社会体育施設の耐震化や空調整備を推進する。

■ （独）日本スポーツ振興センターの施設・設備の整備 23億円

- 国民が安心安全にスポーツの価値を享受できる環境整備等に資するように、（独）日本スポーツ振興センターが所管するスポーツ施設（国立代々木競技場・国立登山研修所・ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC））における老朽化等に伴う安全対策や機能強化等に必要な経費を支援する。

令和8年度 スポーツ庁予算（案）の概要

～改正スポーツ基本法の理念の実現とスポーツを最大限活用した地方の活力の創出～



事項	令和7年度 予算額	令和8年度 予算額(案)	比較増△減額
スポーツ関係予算	363億円	368 億円	5億円

【事業要旨】

東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーを継承するとともに、今後のスポーツ活動の推進に向けた3つの視点、①「つくる／はぐくむ」、②「あつまり、ともに、つながる」、③「誰もがアクセスできる」を踏まえ、国民に誇りと喜び、夢と感動を与えてくれるトップアスリートの育成・強化、地域スポーツ環境の総合的な整備、スポーツを通じた健康長寿社会・共生社会の実現、地域や経済の活性化、国際貢献などを推進し、誰もがスポーツに親しみ、スポーツの力で活力ある社会の構築を目指す。

1. 地域スポーツ環境の総合的な整備充実

- (1)運動部活動の地域展開等の全国的な実施 【拡充】
49.8億円 (31.9億円)
- (2)パラスポーツ推進プロジェクト 【拡充】
2.4億円 (2.3億円)
- (3)日本パラスポーツ協会補助（競技力向上関係を除く） 【拡充】
2.5億円 (2.4億円)
- (4)令和の日本型学校体育構築支援事業等 【拡充】
4.3億円 (4.2億円)
- (5)大学スポーツ総合支援事業
1.2億円 (1.2億円)
- (6) 体育・スポーツ施設整備（学校施設環境改善交付金等）
28.2億円 (32.1億円)

※1 上記の他、日本スポーツ振興センター運営費交付金等を含む96.2億円を計上。
 ※2 事項は一部再掲のものがある且つ主要なもののみを計上しているため、合計と一致しない。

2. 持続可能な競技力向上体制の確立等

- (1) 競技力向上事業 【拡充】
105.0億円 (103.9億円)
- (2) ハイパフォーマンス・サポート事業
12.4億円 (13.7億円)
- (3) 先端技術を活用したHPSC基盤強化事業
5.2億円 (5.4億円)
- (4) パラアスリートの医・科学支援強化事業 【拡充】
0.5億円 (0.4億円)
- (5) 女性アスリートの育成・支援プロジェクト
1.3億円 (1.3億円)
- (6) ドーピング防止活動推進事業
3.7億円 (3.7億円)
- (7) スポーツ国際展開基盤形成事業
1.9億円 (2.1億円)

3. スポーツを活用した地域社会・経済の活力創出の強化

- (1) スポーツ産業の成長促進事業 【拡充】
4.4億円 (3.2億円)
- (2) Sport in Life推進プロジェクト 【拡充】
2.7億円 (2.0億円)
- (3) 運動・スポーツ習慣化促進事業
1.8億円 (2.0億円)
- (4) スポーツにおける安全確保対策推進事業 【新規】
0.2億円
- (5) スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業
1.5億円 (1.7億円)
- (6) スポーツによる地域活性・まちづくり担い手育成総合支援事業
1.3億円 (1.4億円)

1. 地域スポーツ環境の総合的な整備充実

(1) 運動部活動の地域展開等の全国的な実施【拡充】

4,981,008千円 (3,193,124千円)

急激な少子化の中でも、子供たちがスポーツに親しむ機会を確保・充実するため、地域クラブ活動費、経済的困窮世帯の生徒への支援及び中学校における部活動指導員の配置に対する補助等、継続的な支援を通じて、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進する。

※地方公共団体の体制整備（コーディネーターの配置や人材バンクの設置等）や平日も含めた地域展開等の重点課題（小学校体育専科教師の活用等）への対応、地方公共団体への伴走支援（相談・サポート窓口の設置等）については、令和7年度補正予算に計上。

【地方自治体へ補助、民間団体へ委託等】

(2) パラスポーツ推進プロジェクト【拡充】

237,049千円 (230,372千円)

東京2020大会のオリパラレガシーを更に継承・発展する観点から、障害の有無にかかわらずスポーツに親しむ環境づくりを推進するとともに、パラスポーツ団体の持続的な活動のための基盤強化に向けて団体と民間企業等との連携を促進する。

【地方自治体、民間団体へ委託】

(3) 日本パラスポーツ協会補助（競技力向上関係を除く）【拡充】

250,686千円 (230,372千円)

地域のパラスポーツ振興拠点であるパラスポーツセンターの整備等を図るため、地域のパラスポーツセンターの在り方を検討する会議の開催やセンターを拠点とした地域の関係者の連携促進等の機能強化を図るほか、パラスポーツ指導者等の人材育成を強化する。また、デフリンピック等のレガシー継承・発展のため、デフスポーツの普及啓発を推進する。

(4) 令和の日本型学校体育構築支援事業等【拡充】

428,881千円 (422,832千円)

障害の有無等にかかわらず共に学ぶために必要な授業設計の進め方についての研究、我が国の伝統文化である多様な武道種目の指導の充実、アスリートの学校派遣を行うとともに、教育関係者に対して運動・スポーツ中の事故防止のガイドラインの周知啓発を行うことを通じて、全ての子供たちに個別最適な学びと協働的な学びを実現する体育授業の改善を図る。

【民間団体へ委託】

(5) 大学スポーツ総合支援事業

118,450千円 (118,450千円)

モデル的な取組を支援することで、大学スポーツ資源を活用した取組を広げるとともに、一般社団法人大学スポーツ協会が統括団体としての活動を推進するための活動の一部を補助する。

【民間団体へ委託、補助】

(6) 体育・スポーツ施設整備（学校施設環境改善交付金等）

2,817,891千円 (3,208,456千円)

子供のスポーツ機会の場や地域住民がライフステージに応じてスポーツに親しむことができる交流の場であり、災害時には避難所として活用されるスポーツ施設について、脱炭素社会の実現に寄与する環境整備等を促進する。

【地方自治体へ補助】

2. 持続可能な競技力向上体制の確立等

(1) 競技力向上事業【拡充】

10,500,772千円 (10,391,360千円)

中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムを確立すべく、日常的・継続的な選手強化活動の支援と併せて、中長期の強化戦略プランの実効化支援、及びアスリートの発掘・育成・強化に資する、地域における競技力向上を支える体制の構築支援に取り組む。

(2) ハイパフォーマンス・サポート事業

1,239,477千円 (1,369,420千円)

オリンピック・パラリンピック競技大会等において我が国のアスリートが好成績を収め、過去最高水準のメダルを獲得することができるよう、アスリート支援及びサポート施設を含む総合的な体制構築等、ハイパフォーマンス・サポート支援の更なる高度化・充実を図る。

(3) 先端技術を活用したHPSC基盤強化事業

518,280千円 (538,280千円)

HPSCが行うスポーツ医・科学支援機能を、より強固で切れ目のないものにするべく、トータルコンディショニングサポートの実証研究、eスポーツ選手に対する支援手法を研究・展開する。また、個々のアスリートの特性にあったパフォーマンス向上を支援するデジタル・AIツール、競技用具の開発研究を行う。

(4) パラアスリートの医・科学支援強化事業【拡充】

49,600千円 (36,600千円)

パラアスリートへの支援に向けて、トータルコンディショニングを実施するためのJISSクリニックの体制整備、「JPCクラス分け情報・研究拠点」との連携強化、J-STARプロジェクトと連携したタレント発掘を通して、パラアスリートの国際競技力向上を目指す。また、地方への医・科学支援展開やパラ競技以外の障がい者スポーツへの支援の応用へとつなげる。

(5) 女性アスリートの育成・支援プロジェクト

127,250千円 (126,524千円)

女性アスリートの健康課題等を解決するため、医・科学サポート等を活用した競技環境整備や、妊産期・育児期の支援プログラムにより、ライフイベントに左右されず競技力向上を目指すための支援を推進する。更に、これまでの研究成果を広く現場に還元するための取組を強化する。

(6) ドーピング防止活動推進事業

368,565千円 (368,565千円)

アスリート等へのドーピング防止教育・啓発活動の充実、最新の国際基準に対応できるドーピング検査員やドーピング紛争に係る専門人材の育成を促進するとともに、巧妙化・高度化するドーピングに対する検査・分析技術の研究開発等に取り組み、ドーピング防止活動推進体制の強化を図る。

【民間団体へ委託、補助】

(7) スポーツ国際展開基盤形成事業

192,307千円 (210,397千円)

国際スポーツ界の政策決定プロセスの中核であるIF等役員ポストの獲得支援とともに、今後、国内で開催される国際競技大会を念頭におき、大会運営におけるマーケティング業務や、国際競技団体との調整を中心的な立場で担い、組織をマネジメントすることのできる人材の育成等を支援する。

【民間団体へ委託】

3. スポーツを活用した地域社会・経済の活力創出の強化

(1) スポーツ産業の成長促進事業【拡充】

442,589千円 (319,401千円)

・スポーツコンプレックス推進事業

スポーツを活用したまちづくりとしてのスポーツコンプレックスやその核となるスタジアム・アリーナの整備・活用を推進するため、スポーツコンプレックス等によるまちづくりに資する構想・計画の策定の支援、スポーツコンプレックスの実現に向けた取組を促進するための普及活動等を行う。

・スポーツホスピタリティ推進事業

スポーツホスピタリティ推進に向けたガイドブックの活用研修会、専門家派遣による実務指導等を通じた普及事業に加え、スポーツホスピタリティリーダーの養成に取り組むとともに、好事例集を作成し、クラブ・自治体等への展開を行う。

・テクノロジー等を活用した地方創生・スポーツ収益拡大事業

自治体との連携を図りながら、スポーツにおけるテクノロジー活用・DXを推進し、顧客体験価値を向上することでスポーツ消費の拡大を図るとともに、スポーツと他産業との連携を促進し、スポーツに関心のなかった層にもスポーツに触れる機会を創出し、スポーツ産業の裾野を広げ、成長産業化および経済・地方活性化を一層推し進める。

【民間団体等へ委託】

(2) Sport in Life推進プロジェクト【拡充】

273,184千円 (196,724千円)

スポーツ人口の拡大に取り組む企業・自治体・スポーツ団体等が連携したコンソーシアムの充実・強化を図る。

また、民間事業者等の施設管理や運営のノウハウ等に基づき学校施設等を活用し、生涯を通じた運動継続を可能とするプログラムを開発・全国展開することで、スポーツ産業を振興しつつ健康長寿社会の実現を目指す。

【民間団体へ委託】

(3) 運動・スポーツ習慣化促進事業

178,135千円 (196,239千円)

多くの住民が安全かつ効果的に運動・スポーツを習慣的に実施するため、地域の実情に応じて地方公共団体が行うスポーツを通じた健康増進に資する取組を複数年度にわたって支援する。

【地方自治体へ補助】

(4) スポーツにおける安全確保対策推進事業【新規】

19,674千円

安心安全な運動・スポーツ環境を整備するため、運動・スポーツ中の事故防止のガイドラインに基づいて、安全の取組を行う団体や施設を登録・公表するとともに、ガイドラインの周知啓発を行う。

【民間団体へ委託】

(5) スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業

150,025千円 (167,079千円)

スポーツツーリズムについて、効果的な取組事例の創出、DXを活用したプロモーション等によるスポーツツーリズム・ムーブメントの創出を進める。これにより、武道を含めたスポーツツーリズムの認知拡大による地方誘客につなげながら、地域スポーツ資源を活用した、国内外から選ばれるコンテンツの戦略的な創出を図る。

【民間団体へ委託】

(6) スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業

126,332千円 (136,971千円)

スポーツ大会や合宿の誘致・開催等のスポーツによる「まちづくり」を推進していくため、その担い手となる地域スポーツコミッションの質的な向上（経営の安定や運営を担う人材の育成・確保等）に向け、新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援するとともに、研修講座の実施等の人材育成サポートや人材確保に向けたマッチングを行い、持続可能な地域SCの増加を目指す。

【地方自治体へ補助、民間団体へ委託】

静岡県スポーツ推進審議会条例

○静岡県スポーツ推進審議会条例

昭和 37 年 3 月 28 日

条例第 12 号

静岡県スポーツ振興審議会条例をここに公布する。

静岡県スポーツ推進審議会条例

(題名改正〔平成 23 年条例 51 号〕)

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 31 条の規定に基づき、静岡県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(一部改正〔平成 20 年条例 6 号・23 年 51 号〕)

(職務)

第 2 条 審議会は、法第 35 条に規定するもののほか、知事の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議する。

(1) 法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

(2) スポーツの推進のための基礎的条件の整備等に関すること。

(3) 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備に関すること。

(4) 競技水準の向上等に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(一部改正〔平成 23 年条例 51 号・28 年 3 号〕)

(組織)

第 3 条 審議会は、20 人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を置くことができる。

(委嘱)

第 4 条 委員及び臨時委員は、次に掲げるもののうちから、知事が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(一部改正〔平成 23 年条例 51 号・28 年 3 号〕)

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議の期間とする。

(会長等)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の総数の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、スポーツ・文化観光部において処理する。

(一部改正〔平成28年条例3号・令和2年2号〕)

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成28年条例3号〕)

附 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月28日条例第51号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の静岡県スポーツ振興審議会条例第4条により委嘱されている委員(以下「旧委員」という。)は、改正後の静岡県スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委嘱された委員(以下「新委員」という。)とみなす。この場合において、新委員としての任期は、旧委員として委嘱された日から起算する。

附 則(平成28年3月29日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(静岡県スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の静岡県スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委嘱されている委員(以下「旧委員」という。)は、改正後の静岡県スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委嘱された委員(以下「新委員」という。)とみなす。この場合において、新委員としての任期は、旧委員として委嘱された日から起算する。

附 則(令和2年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和7年度 第1回静岡県スポーツ推進審議会議事録

期 日 令和7年11月14日（金）
時 間 10：00～11：45
会 場 県庁別館9階特別第二会議室

司会:

本日は令和7年度第1回静岡県スポーツ推進審議会にご参加いただき、誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます、静岡県スポーツ政策課の藪崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第1回静岡県スポーツ推進審議会を開会いたします。開会の挨拶といたしまして、静岡県スポーツ文化観光部 部長の都築直哉よりご挨拶申し上げます。

都築部長:

皆様、おはようございます。スポーツ文化観光部長の都築でございます。

本日はお忙しい中、今年度第1回のスポーツ審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。日頃より本県のスポーツ行政推進に多大なご理解とご協力を賜り、改めて感謝申し上げます。

次期スポーツ推進計画の策定に向けては、7月に開催されました分野別部会にて活発なご議論をいただき、計画のアウトラインを固めております。本日はこれまでの議論を踏まえ計画の素案をご提示し、今年度末の完成に向けて内容をさらに議論して参りたいと思います。

現在、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しています。ウェルビーイングの重視や、生きがい・社会的つながりの観点からスポーツの価値が再認識されています。学校部活動の地域展開が進み、地域で子どもたちのスポーツ機会を支える仕組みが求められています。また、デジタル化の進展に伴うeスポーツなど新しいスポーツ形態も広がっています。

スポーツの成長産業化では、静岡スポーツ産業ビジョンを策定し、7月にはスポーツ産業推進のプラットフォーム「静岡 SOIP」を立ち上げ、ビジネス創出に動き出しています。

新計画では、パラスポーツも含め県民スポーツ振興や競技力向上に加え、スポーツ産業化と地域活性化を進め、スポーツによる県民のウェルビーイング向上を目指します。

皆様のご専門や知見を活かしたご意見を賜りますようお願い申し上げます。

司会:

ありがとうございます。

本日の審議会出席状況をご報告いたします。全20名中、11名が会場にご臨席、4名が

Webで出席し、計15名の参加となっております。長澤委員は途中退席されますのでご了承ください。今回も、静岡県スポーツ推進審議会条例第7条第2項に基づく定足数(20名中半数以上)を満たしており、本日の審議会は成立いたします。

なお、本日の審議会は委員改選後初の開催で、新たに2名の委員を迎えております。まず、静岡県高等学校体育連盟会長の朝倉徹様、続きまして、株式会社静岡新聞社編集局長の上原広彦様です。新たに2名の委員を加えて20名で今期メンバーとなります。

会長・副会長については昨年の審議会で会長に高橋会長、副会長に村田委員と丹生委員が選ばれましたが、丹生委員が退任されたため副会長1名が欠員です。

進行は会長の高橋先生にお願いしたいと思います。

高橋会長:

今、司会の方からご説明がありました副会長の欠員についてですが、高体連の丹生委員が退任されましたので、後任に朝倉委員に就任していただきたいと思います。いかがでしょうか？

委員一同:

(拍手)

高橋会長:

ありがとうございます。

また、新しい委員がお二人いらっしゃいますので、ご発言の際は、簡単で結構ですから自己紹介をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

本日の議事をご覧いただきますと、大きく2つの議題があります。論点について約25分、スポーツ推進計画素案について約30分を予定しております。

まず、部会で様々なご意見をいただきましたので、その振り返りを行います。

部会での審議状況について、3つに分かれて審議しましたが、対応について事務局からご説明をお願いします。

小林課長(事務局):

資料3の1「部会でのご意見について」をご覧ください。7月の部会開催時に出た主な意見と対応状況をまとめたものです。主なご意見として、部活動の地域展開、スポーツ施設の環境整備、ジュニア世代の育成と指導者の向上があります。部活動の地域展開については、県としては受け皿確保のため、指導者の資格取得支援や人材バンクの活用、さらにプロスポーツチームの力も活かして推進していきたいと考えています。

スポーツ施設の環境整備では老朽化対策や利活用に関するご意見がありました。全施設への投資は難しいため、公民連携や地域バランスなどの社会環境も踏まえ、プロスポーツチームや民間事業者の知見や資金を活用しながら検討してまいります。

ジュニア世代の育成と指導者の質向上に関しては、多様なスポーツ機会創出や女性ア

スリートの健康に配慮した指導者の質向上についての意見がありました。多様なスポーツ体験の取り組み検討や指導者講習の充実に努めてまいります。

その他に、インクルーシブの視点反映、パラスリートの発掘、競技力以外の視点反映、広域的施策、大規模レガシーイベントの継承、多様な関係者の参加、e スポーツに関する意見もいただいています。

続いて資料3の2「部会後の皆様への意見照会結果」をご案内します。障害者スポーツの拡大、部活動の地域展開、大規模レガシーイベントの継承についてのご意見がありました。以上です。

高橋会長:

ありがとうございます。皆様、これらの意見について不足している点や補足、質問などがあればお願いいたします。

委員一同:

(意見なし)

高橋会長:

よろしいでしょうか。今のご説明内容は論点の流れの中で計画に盛り込んでおりますので、またご意見があれば、その時にお願いいたします。

次に、資料4の論点について、事務局よりお願いいたします。

小林課長(事務局):

こちらは素案2の資料の全体を説明する前に、前回部会等でのご意見から別途論点化した事項について整理しています。

その1点目は、柱3「スポーツを通じた人間性と多様な能力の育成」という表現の変更点についてです。部会では「多様な能力の育成」という表現は、スポーツ分野での能力育成として過大ではないかという意見があり、修正を検討しております。

この柱の目指す姿は、ジュニア世代育成を通じて将来県ゆかりのトップアスリートが誕生するための土台作り、アスリートの活躍で県民が夢や感動を得て人間性が豊かになることを表しています。選手は協調性・コミュニケーション・誠実さ・高潔さをスポーツを通じて示しています。これらを踏まえ、事務局で3案を作成しましたので、ご意見をいただきたいです。

第1案は「スポーツにおける人間性や競技力の向上」です。ジュニア世代の育成と指導者養成施策をシンプルに「競技力の向上」と表現しています。

第2案は「スポーツを通じた人間性の育成と地域の一体感の形成」です。部活動の地域展開により地域交流や連帯感形成を表現したものです。

第3案は「スポーツを通じた人間性の育成」です。人間性に多様な資質や能力を含む表現です。

事務局としては、第1案を基本に今の資料に掲載しておりますので、皆様のご意見を

いただきたいと思います。

次に、2点目はeスポーツについてです。これまで静岡県ではeスポーツに関する政策はほとんど行っておりませんでした。前回の部会にご意見をいただき、eスポーツファンの拡大や市場規模の増大、スポーツを取り巻く環境の変化を踏まえ、政策の対象として捉えていきたいと考えています。

また、9月に改正されたスポーツ基本法でも、国や地方公共団体はスポーツ団体と連携してeスポーツの充実に努めることが明記されました。このことを受け、次期スポーツ推進計画でもeスポーツをスポーツの一競技として位置付け、ニュースポーツ・マインドスポーツと並ぶ競技として推進したいと考えております。

さらに基本方針2のスポーツ成長産業化政策にも、eスポーツを活用した交流人口拡大と関連産業創出を追加しております。

以上の2点について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

高橋会長:

スポーツを通じた人間性と多様な能力の育成という表現について、事務局から案1、案2、案3が示されており、今のところ案1を推しているということですね。

eスポーツについては後ほど議論しましょう。

人間性については、私も学校体育の学習指導要領に長く関わってまいりましたので、体育の中で「人間性」は体力など様々な言葉で表現されてきましたが、まとめると人間性といえます。特区審議会や保健体育部会でも言葉の整理が進みつつあります。そういった背景を踏まえ、静岡県としてどう論点を盛り込むか検討していきたいと思います。

では自由にご意見をどうぞ。

石黒委員:

亜細亜大学の石黒です。お話を伺いながら考えましたが、結論としては案1の「競技力の向上」が良いのではないかと思います。

前回、気になったのは資料5ページ付近の施策6、7、8です。個人の能力向上に関する記述が多く、柱に「競技力向上」が入っていないのが気になりました。スポーツ政策では競技力向上は重要ですし、入ったほうが自然です。総論として案1がよろしいかと感じています。以上です。

高橋会長:

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか？では、吉田委員、お願いいたします。

吉田委員:

常葉大学の吉田です。私は競技力向上という言葉が入っている方がわかりやすく良いと思います。案2や案3は部活動の地域展開に触れていますが、主旨は地域展開ではないので案1が適切と考えます。

高橋会長:

競技力向上という表現について懸念があるとも聞きますが、朝倉委員はいかがでしょうか？

朝倉委員:

施策全体としては「誰もが活躍できる」という文言があり、勝利至上主義ではなく個々の成長を重視していると思います。

高橋会長:

では、長澤委員どうぞ。

長澤委員:

自分の考えは皆さんとは少し逆かもしれませんが。学校現場では「競技力向上」という言葉は非常に限定的に受け取られます。意味はよく理解していますが、柱2などに比べると「競技力向上」の言葉は強すぎる印象です。もう少し柔らかい表現が望ましいと思います。個人的には競技力向上でなくてもよいと思います。案2でズれるなら、案3くらいがいいと思います。多少あいまいですが、そんなところです。

高橋会長:

「人間性」は広い概念ですし、もう少し意見を伺いましょう。山谷委員、ご意見お願いします。

山谷委員:

ありがとうございます。「競技力」という表現について、スポーツは勝ち負けを争うものであり、その過程で切磋琢磨し人間性が磨かれるのがスポーツの本質です。ただ、それが過剰になったりアンフェアなことに使われるのは悪であり、勝負をすること自体はスポーツの本質だと思います。したがって、これから少し離れる論調はよろしくないし、人間形成においても良くないと思います。意見は以上です。

質問ですが、部活動の地域移行の「地域と一体感の形成」という表現が非常に抽象的に見えますが、具体的にどういう意味でお使いでしょうか？お伺いしたいです。

小林課長(事務局):

「地域の一体感の形成」は確かに抽象的ですが、部活動を支える体制について、地域のボランティアや企業、地域クラブ、学校教員などが協力して支えていくことを指しています。例えば保護者のボランティアや企業支援、学校外のボランティア活動など様々な形が議論されています。そういった地域が子どもたちのために一体となって支えるイメージで使っています。

山谷委員:

ありがとうございます。追加で少し伺います。部活動の地域展開を進める際に、例えばラグビーで部活がなくなり、合同チームに消極的だった状況があります。小中学生時にラグビー経験者が進学先に部活がなく競技をあきらめているケースもあります。高校に1人でもラグビー部を創設し合同チームで大会を目指したい。ラグビーはクラブチームがなく、花園を目指す競技です。指導はプロチームのレヴズが担当しています。競技機会や場の提供が必要であり、指導者派遣の問題や合同チームの指導責任者の代表制の流れもあり課題があります。

高橋会長:

はい、ありがとうございます。

山崎委員:

山谷委員のご意見にはやや沿わないかもしれませんが、スポーツを通じた人間性の育成は絶対外せないと思います。

折衷案のようになりますが、「スポーツを通じた人間性の育成と競技力の向上」という表現がよいのではないかと思います。案1は人間性という表現が少し抽象的で弱いと感じます。

高橋会長:

素晴らしい意見をありがとうございます。改めて確認しますと、柱1、柱2があり、柱3はジュニア世代の発掘や選手の活躍と限定的な内容です。

山谷委員のご指摘のようにスポーツは勝ち負けの狭い意味だけではなくて、ダンスなど勝負を決めないものもあります。静岡県としては広くスポーツを捉えています。

その中で柱3は限定的に考え、山崎委員のご指摘どおり「人間性の育成」と「競技力の向上」の両方を入れた方が絞れて大事にできると感じました。

ほかにご意見ありますか。

高橋会長:

まずは山崎委員の提案「スポーツにおける人間性の育成と競技力の向上」を折衷案として一旦、委員の意見をまとめて事務局で検討していただく形でよろしいでしょうか？

山本委員:

本日は日本代表チームがガーナと強化試合をするため、豊田におりますのでこちらに出席できず申し訳ありません。4万人以上収容のサッカー専用スタジアムでチケットは完売しています。こうした施設は静岡にも必要だと思っています。

さて、今の話に関連してですが、スポーツにおける人間性や競技力の向上について、先ほどの山谷さんのお話の通り「勝つことが大切ではない」という点は同感です。ただ「勝ちたい」という気持ちはどの競技においても重要で、その気持ちがあるからこそ努力

し、仲間のために切磋琢磨できるわけです。そして勝った結果そのものは大した問題ではありません。

一方で勝ちたい気持ちがなければ、いい加減な態度になりチームの足を引っ張ることもなります。競技力向上の中には「勝ちたい」という気持ちも含まれるもので、それはどのスポーツでも共通だと思います。

私の提案としては、「スポーツにおける人間性」と「競技力の向上」に加えて、「個の成長」も盛り込むのが良いと考えます。以上です。

高橋会長:

「個の成長」は「人間性の育成」に含まれる面もありますね。ありがとうございます。

事務局(スポーツ政策課):

「競技力の向上」という表現は強すぎるという意見もありますので、「競技機会の提供」に置き換えるのはいかがでしょうか？

高橋会長:

それだとより抽象的になってしまうような気がします。

事務局(参事):

もう少し適切な言葉を整理して、改めてご提案いたします。

吉田委員:

確認ですが、「施策 3」のところに e スポーツが追加されていますが、「施策 1」にも含まれるという理解でよろしいでしょうか？

事務局(スポーツ政策課):

申し訳ありません、再掲の際の書き漏れで、施策 1 にも e スポーツを加える形で進める予定です。

吉田委員:

承知しました。そのまま進めて構わないと思います。最近学生と e スポーツについて話す機会がありますが、コミュニケーションの楽しさや自己表現など、新しい価値観が多いと感じます。昔のイメージと違う部分も多く、本来スポーツは対面で行うものですが、デジタル的スポーツにも価値があると思いますので、ぜひ含めて良いと思います。

高橋会長:

ありがとうございます。世代や学生の関心の変化を反映したご発言かと思います。ほかの方はいかがでしょうか？

石黒委員:

追加に賛成です。参考までに、スポーツ庁が実施している運動スポーツ実施状況調査でも今年から情報通信機器を使った運動スポーツ(体を動かすもの)が項目に入っています。

定義まで踏み込むと混乱するため、あまり詳しく触れずに「e スポーツ」という言葉を入れておくのが良いと思います。

高橋会長:

ありがとうございます。他の方はいかがでしょう？

武田委員:

スポーツ協会の武田です。柱1と施策3でeスポーツをニュースポーツやマインドスポーツとともに推進するのは妥当です。柱1の子どもは中高生までのイメージですが、高齢期の対象は不明確です。

施策2には成人期の対象があり、ニュースポーツ等が施策に含まれにくい疑問です。eスポーツ推進を具体的にどう進めるか(例:学校や高齢者施設への働きかけ)も不透明です。施策2に記載がなくてよいのか、今後検討する必要があります。

高橋会長:

武田委員からのご指摘は重要ですね。全ての年代・障害者も含むのであれば、どこの柱に入れるのが最適か検討が必要です。柱2などの女性・障害者の枠に含めるのも考えられますが難しさもあります。

事務局としてはいかがでしょう？

小林課長(事務局):

eスポーツやニュースポーツは、高齢者や子どもたちがハードルなく取り組める入口的なスポーツとして位置づけています。子どもや高齢者向けにイベントや体験の場を提供し、部活動でも取り組みが進んでいます。

成人期と高齢期でアプローチは異なるものの、それぞれに施策は必要です。政策2にも同様にeスポーツ等を記載する方向で考えております。

長澤委員:

eスポーツについて勉強不足で申し訳ありませんが、施策1の「子どもの運動習慣の確立」というタイトルを見ると、運動習慣にeスポーツが含まれるのか疑問です。内容的には施策5の「eスポーツに親しむ」などに位置づけた方が合っている気がします。

高橋会長:

先日、弊学の寒川恒夫先生(スポーツ人類学者)にお話を伺ったところ、「全てスポーツである」と幅広く捉えていらっしゃる。身体を動かすことも含め、eスポーツも身

体を使うのでスポーツに含まれると。

私も初めて e スポーツに触れた際は「身体を動かさないのでは違うのでは」と思いましたが、障害を持つ方や車椅子使用者、対人関係が難しい子どもたちにとっては、コロナ禍で特に体を大きく動かす欲求でなく、人と関わる欲求を満たすスポーツの楽しさを提供しています。今ではそのような方々にとってスポーツに関わることの意義を再認識しております。

そうになると、身体活動をどう捉えるかが重要です。施策 5 に位置づける案もありますが、武田委員のご意見もあり、施策 1～3 に含めるかどうか再考が求められます。

小林委員:

日本自転車競技連盟の理事、小林可奈子と申します。自転車競技では 2023 年に e スポーツの世界選手権が開催されました。ZWIFT というシステムを使いオンラインで世界中の選手と競技でき、日本の選手も参加しています。連盟内に e スポーツ委員会もあり、自転車競技における e スポーツは確立された競技形態です。参考になれば幸いです。

高橋会長:

どの柱に入れるかは、事務局で再検討していただきたいと思います。e スポーツを含めない案はなさそうですね。では事務局にお願いします。

次に審議事項 3「素案全体」についてご説明をお願いします。

小林課長(事務局):

資料 2 の 6 ページからご覧ください。これまでの議論を踏まえ、スポーツ推進計画の素案を作成しました。

7 月 4 日の部会では、各柱と政策内容について概ねご了解いただきました。今回、論点整理と柱の再設定、e スポーツの追加を盛り込み新たな素案としています。

6 ページ目の目次、章立ては前計画を踏襲しています。

9 ページは次期計画の期間(2025 年度～2028 年度 4 年間)を示し、国計画と一部異なります。

11 ページから第 2 章は現行計画の進捗評価を示しています。成人のスポーツ参加の停滞があり、健康づくり推進に遅れが見られますが、トップアスリートの活躍や障害者スポーツの参加は進展。また大会や合宿の増加で参加者は増加傾向です。地域と経済の活性化も課題です。

28 ページ以降に基本理念・基本方針、31 ページ以降に体系的に反映しています。これらは審議会や部会で議論のうえ了承を得ています。

33 ページに成果指標・活動指標を設定し、34 ページ以降で柱ごとの指標も示しています。

今回は計画全体を見て、理念と整合しているか、社会環境を踏まえた内容か、県民に分かりやすいかなど多角的にご意見をお願いします。また、5 ページに概要版もご用意していますのでご参照ください。説明は以上です。

高橋会長:

先ほどの e スポーツの柱への位置づけは議論済みですので、それ以外で気になった点がありますか？事務局案があればお聞かせください。

小林課長(事務局):

基本方針 1、基本方針 2、という形で分けると議論しやすいかと思います。

高橋会長:

基本方針 1 について議論しましょう。資料 1 の大きな表で基本方針と政策、及び指標が示されています。基本方針 1「スポーツによる豊かで幸せな暮らし社会の実現」について、よろしくをお願いします。

村田委員:

静岡大学の村田です。方針 1 ですが、これが全体の話にもなるのですが、運動とスポーツの捉え方に立場ごとに違いが多いと感じます。スポーツ関連の法律や計画でも「スポーツとは何か」という定義論議があったと思いますが、この資料内に明確な定義がありますか？

小林課長(事務局):

定義は書いておりません。

村田委員:

わかりました。運動とスポーツの捉え方の違いが気にになります。私は詳しくないのですが、e スポーツが運動に含まれるとは思いますが、健康日本 21 などでは「身体活動」「坐位行動」、「生活活動」など定義があり、おそらく e スポーツは肉体運動よりも他者と争い遊ぶという側面でスポーツと捉えるようです。運動に含めるかは今後の課題だと思います。

施策 1、3 に e スポーツが多数出てくる点も理論的にはあり得ますが、違和感がありました。運動とスポーツの整理が必要そうです。

吉田委員:

村田委員のご指摘に同感です。e スポーツ定義は難しいですが、身体活動を伴わず指先で操作するものが多いです。ただ最近では波動や VR、プロジェクションマッピング等で床や空間を身体的に動かす e スポーツ的要素も増えています。この場合、身体活動に含むか変わってきますね。定義は検討が必要で難しいところだと思います。

山本委員:

日本サッカー協会のナショナルチームダイレクターの山本です。e スポーツが楽しいことは理解していますが、健康寿命を伸ばす視点では、心肺機能の向上など有酸素運動に

よる身体的トレーニングが重要です。例えば中学の第二次性徴期の有酸素活動は心臓肺機能を育てます。

机に向かい負荷のかからないまま運動しない生活が、子どもの未来へ与える影響は未知数です。しかし、健康寿命延伸を県の方向性とするなら、このフィジカルの視点や体を動かす要素も含めた施策のバランスをとることが必要と思います。

青野委員:

静岡県レクリエーション協会の青野です。

e スポーツについて、島田市の事例を紹介します。高齢者の体操教室の中に e スポーツを取り入れており、脳トレ的な要素として太鼓の達人というゲームを行っています。参加者は「珍しい」と興味を持ち、導入として効果的です。その後で体操も続ける流れです。

また、地域の夏祭りなどのイベントでも、子どもから高齢者までが e スポーツを中心に集まり交流が生まれています。

e スポーツは競技としての側面もありますが、交流促進の側面も重要だと思います。脳トレとして捉えつつ、身体的な活動が不足する場合はそれを補う形で組み合わせて使われています。地域活性化も一つの手法として捉えられるのではないのでしょうか。

高橋会長:

基本方針 1 の「豊かな、幸せな暮らし、社会の実現」についてですが、e スポーツに限らず「身体活動」「運動」「スポーツ」という用語の定義は国でもされていると思いますが、e スポーツは電子的スポーツとして定義されています。これを身体活動や運動と呼ぶか、あるいは e スポーツとして独立させるかは難しい問題です。

山谷委員:

ありがとうございます。皆さんの話を伺い、e スポーツの定義は曖昧だと改めて感じました。例えば「太鼓の達人」や「ダンスダンスレボリューション」のような、一定のルールに沿い、筋力や脳を使うものはスポーツだと思います。情報機器を使うからといってすべてが e スポーツというのは違うと考えます。

現在イメージされている e スポーツはゲームが中心ですが、指先で操作し、頭も使い運動要素もあるマインドスポーツと捉えています。スポーツは勝敗を争うという本質があり、それは健康増進や自己表現を含む活動と繋がる重要な要素です。

身体活動としての筋力や神経の使用、カロリー消費を伴う運動行為もスポーツの要素です。この身体活動とマインドの二つが融合し、電子的スポーツ(e スポーツ)が位置づけられるべきで、明確に定義付けをしないと単に e スポーツが別物のように扱われてしまい、スポーツの意義が混乱します。

本質的なスポーツの捉え方を確立し、その中でどのように活用していくかが重要だと思います。

吉田委員:

施策1は「子供の運動習慣の確立」という表現ですが、「子供の体力の向上」に言い換えるのはいかがでしょうか。「体力」という言葉にすると、身体的要素だけでなく精神的要素も含まれ、多様な側面を示せます。今回の大きなテーマである「ウェルビーイング」につながり、単に身体運動に限らず楽しさや喜びにも焦点を当てた政策案としての豊かさが増すと思います。以上、ご提案申し上げます。

高橋会長:

個人的には、「体力」という語を使わない方が良いと思います。理由としては、現在の学習指導要領の中で「体育」は「体づくり運動」として、小学校から高校まで必修となっていますが、その中の「体力を高める」という表現は現行指導要領では「運動習慣をつくる」に変わっています。「体力」という言葉はある程度イメージが固定されすぎており、運動習慣を重視する形に移行しているため、基本的には「運動習慣」の方が望ましいと思います。

議論は、「e スポーツとは何か」「スポーツとは何か」「運動や身体活動とは何か」という点にまで及んでおり、見る立場によって捉え方が違うのは確かです。本審議会でスポーツの定義を一括で決めるのは非常に難しいですが、最低でもeスポーツの定義は明記した方がよいと思います。そうすることで本計画全体を読む際に意味合いが明確になるでしょう。

事務局には大変な宿題かもしれませんが、eスポーツの定義は必ず記載し、できれば身体活動・運動・スポーツの定義についても参考にしたいと思います。

石黒委員:

非常に難しい点です。まず主張したいのは、ここはスポーツに関する議論なので、身体活動量が増えれば良いという単純な話ではないということです。スポーツはウェルビーイングに繋がっており、「自発的にやる」という視点を漏らさず説明することが重要だと思います。

eスポーツの定義を巡ってはスポーツ庁や様々な関連組織で議論が進んでいるところであり、県として先走って独自に定義をすることによる反発や混乱は懸念します。

また、10ページ目の「計画の趣旨」オレンジの文字の部分では、3点目に「eスポーツの普及拡大やスポーツの成長産業化推進」と明記されており、ここに書くほどeスポーツの話は重要なのか疑問に感じます。載せるとしても、「成長産業化」が前の位置に来るべきではないかと思いました。

高橋会長:

なるほど、石黒委員の指摘で、10ページの計画の趣旨の「スポーツの成長産業化」部分に「eスポーツ」が先に位置づけられていますが、言葉の順番を変えた方が良いかもしれません。eスポーツが単に運動習慣や身体活動の一部としてではなく、成長産業の側面として明示できるかもしれません。

武田委員:

申し訳ありませんが、e スポーツの議論はそろそろ終わりにしましょう。本方針 1 の議論ではもっと大きな視点が必要であると考えます。

スポーツの定義や e スポーツの位置づけに固執するより、県が掲げるウェルビーイングの理念を重視したいです。身体的にも精神的にも社会的にも健康で幸福な社会を目指す中で、スポーツが果たすべき役割を考えるべきです。

施策 5 の中の「スポーツの場の提供」は、非常に重要です。「場」とは場所であり、場面でもあり、スポーツを行うにはまず「やる気」が必要ですが、そのやる気を育てるには仲間、施設、指導者が必須です。施設の充実、仲間づくりのための総合型地域スポーツクラブ等の組織化、そしてトップだけでなく初心者育てる指導者の育成こそが県として取り組むべき課題だと考えます。e スポーツはその枠の中で議論すればよいと思います。

高橋会長:

武田委員の指摘のあった施策 5 の「スポーツの場の提供」について具体的にするというご意見を踏まえまして、基本方針 1 はこれで終了し、基本方針 2 に進んでよろしいでしょうか？

上原委員:

基本方針 1 の趣旨は「誰もがスポーツを楽しみ、親しめる社会の実現」と受け止めています。就学前の子どもや高齢者については、スポーツに親しむ環境は比較的整っていると思います。一方で中高生や大学生の年代については、「誰もが気軽に楽しめる環境」が十分に整っているかどうか以前から疑問に感じておりました。この年代は競技性の部分が強まりすぎて、好きなスポーツに関わりにくくなったり、関わってもなかなか試合に出られなかったりして、スポーツ自体を楽しみにくい側面があるのではないのでしょうか。成人期以降もスポーツに親しむことにつなげるためにも、競技性が高まるこの年代において、誰もがスポーツを楽しめるような環境をどう整備していくか、検討すべきではないかと考えます。

高橋会長:

学校体育は、小学校で 90 時間、中高で 105 時間の必修となっています。これに比べ音楽や図工、美術などは選択科目になることもありますが、体育は必修です。世界的に見ても学校で体育が必修の国は多くなく、日本は戦後から継続してこの体制を維持しています。ただ、体育が楽しいかどうかは別の問題で、成人や高齢者になって運動に親しむか否かについては、楽しい体育を目指して指導がなされてきましたが、それが必ずしも浸透していないのかもしれませんが。静岡県でも例外ではありません。大事なご指摘ありがとうございます。

山崎委員:

「スポーツの場の提供」についてですが、「専用のスポーツ施設が必要」と受け取られ

るメッセージになりがちです。しかし、例えば私どもの会社が今年から運営に携わる清水の船越堤公園は、自然環境や景観を活かした公園であり、大人も子どもも気軽に日本だまでランニングや体を動かす企画を提供しています。市や県が関与して整備している公園を活用し、多様な運動の場を生み出す視点も重要と考えます。専用施設に限定せず、幅広く公園などの公共空間を活かす考え方を意見いたします。

山本委員:

指導者の話と日常の環境の話がありましたが、指導者ライセンス制度の整備は重要です。例えばサッカー協会では、プロライセンスを持つ者でなければJリーグの監督はできず、下位レベルのライセンスも勉強や試験で仕組みが整っています。小学校のアンダー12でも最低限のライセンスを持つ指導者でないと指導できない方針に転換しています。

また日常の環境づくりではリーグ戦化が進んでいます。例えば18歳以下の「プレミアリーグ」では日本トップレベルの全国24チームが12チームずつに分かれて年間リーグ戦を行い、入れ替え制によってレベルが拮抗した試合を楽しめる工夫があります。県内のリーグもレベル別に整備され、勝ったり負けたり of 適度な競争環境が楽しめるようになっていきます。

小学校低学年(12歳以下)では現在ルールの見直しが検討されており、例えば5対5の小規模ゲームでボールに多く触れ技術を伸ばせる体制づくりが議論されています。これらは子どもの成長に非常に役立つ取り組みであり、サッカーの世界基準に基づく進展だと思えます。参考になれば幸いです。

秋本委員:

感想に近いのですが、施策4の「障害者スポーツの裾野拡大」、ありがとうございます。先ほど場所や人材の話もありましたが、障害者スポーツセンターの取組が県で新たに進められると聞き、大変ありがたく思います。場が広がれば発展していくと思えます。

そして42ページの下にある、障害者と健常者が共にスポーツに参加するインクルーシブな取組は非常に重要です。ですが障害のある方が参加するには配慮等が必要なことも多く、文言としては入れなくても、実際には具体的な配慮・支援ができる取組を県からも働きかけていただければと思います。

山谷委員:

先ほどの山本委員のサッカー界の話は素晴らしいと思います。確かにサッカーは充実したリソースと組織、JFAのピラミッド、Jリーグという地域のプラットフォームがあり、理想的に整備されています。しかし、例えばラグビーを見ますと日本ラグビーフットボール協会にリソースも組織力も乏しく、十分に整っていません。

このようにプロリーグなどの整備が十分でない競技は現場の支援力が弱いです。だからこそ県やスポーツ推進審議会がリーダーシップを持ち、全世代がプレーする機会や支援機会を持てる体制づくり、コーチング、指導者育成に積極的に取り組むべきです。ラグビーのような競技は切実な課題ですが、地域クラブ一丸で問題解決に取り組む必要

があると強く思います。

高橋会長:

障害者スポーツも含め、スポーツ分野全般でまだ確立途上のものもあります。地域の学校体育とも結びつけた議論が必要ですね。

では基本方針 2「スポーツの魅力による地域活力の醸成」に入りたいと思います。e スポーツ等は武田委員も先ほどおっしゃっていましたので、その扱いについては課題とし、宿題としたいと思います。

基本方針 2 の産業的な分野は村田委員が取り仕切っているところですね。よろしくお願いたします。

村田委員:

全体として方針 1 と方針 2 は綺麗に切り分けられているわけではなく連携もしていますが、方針 2 は、特に問題はないと考えています。個人的には方針 1 は「人の変化」にフォーカスし、方針 2 は「もの・地域」という捉え方で理解しています。

柱 4 や柱 5 も地域や産業に関わる内容なのでわかりやすいと思います。ただ、計画が大きくなるとどうしても焦点がぼやける部分もあり、方針 1 も方針 2 も地域に関係する内容が多くなっている点は少し気になります。読み手が理解してくれれば問題ないですが。

ついでに言いますと、当初は「人間力の育成と競技力の向上」という表記がありましたが、地域の一体感を感じられたものの、今回の柱 4 と表現が異なるため、かえて分かりにくくなるならば、そうした用語は使わない方がよいのではないかと思います。

武田委員:

大きな意見ではないのですが、基本方針 2 の「大規模スポーツイベント開催レガシーの継承」に関してです。ワールドカップのサッカーやラグビー、エコパでの大会、それからオリンピックの自転車競技が静岡県で行われたことを指していると思います。サイクルスポーツの聖地づくりも含まれていると思いますが、これらはかなり時間が経っています。これを基本方針に残して推進し続けることが適切なのか疑問です。

また、国際大会誘致の話もありますが、大阪万博の話が多いなか、愛知県のアジア大会誘致ではかなり経費がかかっているという現状もあります。静岡県として本気で国際大会誘致に取り組む覚悟があるのかどうかも踏まえ、ここに記載するか、あるいは除いておくかをよく考えていただきたいです。

小林課長(事務局):

大規模イベントレガシーの扱いについては賛否両論あることは承知しております。静岡県としてはこれまで得た知見や経験は非常に大きな財産と考えています。県行政のみならず、ボランティアの皆さんも増え、地域で活躍している事実もあります。

また、事前キャンプを行った国との交流も続いており、スポーツを通じた地域のつな

がりが生まれています。今後も大規模大会を次々に開催する予定はありませんが、これまで培ったレガシーは活かしていきたいという意図で、言葉として残しているところです。

山本委員:

今の事務局の回答は重要なポイントだと思います。サッカーやラグビーワールドカップ、世界陸上などは国家規模のイベントであり、静岡県だけでできる話ではないと思います。一方で、陸上女子の大学駅伝など地域に根付いて盛り上がっている大会もあります。地域の努力で継続的に開催される大会は、ボランティアの成長や喜びにもつながっています。

例えば我々の関わる12月末の静岡SBSカップ国際ユースサッカー大会は毎年世界中から強豪が集まり、18歳以下の子どもの大会ですが続けています。県としてのサポートも必要で、ラグビーのU18の国際イベントなども県の音頭取りがあれば可能です。こうした持続性のある大会が地域活力の核になると思います。

また、先日富士で開催したフットサルのブラジル代表戦は観客約2,000名の満員で地域の皆さんも大変喜んでいました。こうした地域特性を活かしたスポーツ施策の仕掛けづくりが重要です。以上です。

高橋会長:

山崎委員、エコパに関わる地域の産官学連携の話などについても触れていただけますか？ただ、まだ詳細を語れる段階ではないかもしれませんが、可能な範囲お願いします。

山崎委員:

静岡県ラグビーフットボール協会が副代表理事を務めておられて、女性理事が中心となり、愛野駅からエコパまでの長い道のりをもっと楽しんでいただくという企画を進めています。協会の理事の一人にラグビー漫画「マドンナ」の作者である、くじらいいくこさんがおり、その絵を使ってラグビーのストーリーを道沿いに描いていくプロジェクトです。

場所はNSKワナーという県内の大きな企業の所有する壁面約150mを使って進んでいます。ただ、これはエコパの指定管理権を得られるかどうかが大前提で、まだ結論は出ていませんが、プロジェクト自体は着実に進んでおります。企業からの賛同も得ています。

高橋会長:

地域の大きなイベントだけでなく、そういった身近な取り組みがスポーツの楽しさや賑わいづくりになるのだと思います。

基本方針2に関して他にご意見はありますか？それから全体を通して、言い忘れたことや最後に強調しておきたい点がありましたらお願いいたします。

朝倉委員:

高体連会長の朝倉です。先ほど山谷委員からラグビーの課題についてのお話もありました。

基本方針1・2を含めて小中高が学校でスポーツに親しんで、それが将来の生涯スポーツに繋がるという考えがスポーツ庁からも示されています。その中で「部活動の地域展開」という話が多いですが、実際にはほとんど進んでいません。教員の立場から言いますと部活動改革は進んでいるものの、当の子どもたちが置き去りにされている実感があります。結果、中学生のスポーツへの参加意欲は減少傾向です。地域スポーツの指導者の支援は重要ですが、少子化の影響で部活動が減っており、学校スポーツの現場も厳しい状況です。そのため、今後は多くの子どもたちが多様なチャンスを得られるよう、柔軟な対応と体制の見直しが急務だと感じています。

本県の現状と課題の中に地域連携がありますが、実態としてはまだまだ不足していると考えます。

スポーツクラブに通う子どもは一部に過ぎず、大半は学校部活動で教員の指導を受けています。部活動が消滅すれば行き場を失う子どもが増えます。こうした課題をしっかり認識し、県の計画や施策に反映していただきたいと思います。

高橋会長:

貴重なご意見ありがとうございます。ここにお集まりの委員の皆様は、幅広い年代と分野からご参集いただき、子どもから高齢者、学校体育からレクリエーションに至るまで多様な視点を持っておられます。今後もそうした意見を反映させてゆきたいと思います。スポーツ庁の新長官も静岡県出身の方であり、これを契機に良い推進計画となるよう、事務局の方も整理と調整をよろしくお願いいたします。

では進行を事務局にお返しします。

司会:

皆様、本日はありがとうございました。予定していた議題は終了いたしました。今後の予定は資料の最終ページをご参照ください。

スポーツ推進計画の策定に向けて、いただいたご意見や宿題を踏まえ、引き続き議会やパブリックコメントを実施します。庁内関係課と調整し、最終案を作成いたします。年度末の審議会で最終案をご確認の上、3月末に公表予定です。次回審議会は2月末を予定しており、再度確認のご連絡をいたします。

これをもちまして、令和7年度第1回静岡県スポーツ推進審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。